

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



平成 29 年度 11 月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、11 月度の受付台数は 12,842 台で前年同月比 101.9%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 昇降機センターの業務基準書講習会 Q&A 追加について

11 月 10 日付で(一財)日本建築設備・昇降機センターが、業務基準書講習会での Q&A を追加されました。追加の内容は、1(6)制御器(ロープ式)の「電動機主回路用接触器の主接点の状況」の検査について、電動機主回路に主接点があるものは、すべて定期検査の対象となります。製造者の HP もしくは電話等で確認し、定期検査を実施願います。

(追加 Q&A については(一財)日本建築設備・昇降機センターの HP を参照ください。)

2. 昇降機定期検査報告書 作成要領 (2017 年版) の訂正について

作成要領 (2017 年版)の訂正は、7 月月報で掲載しましたが、一部訂正の漏れがありましたのでお知らせいたします。

頁	正	誤
P19	2(3)主索について	2(3)主索について
P47	素線破断が 1 本の場合	素線破断が 1 本の場合
P69	・該当する素線切れ判定基準 (ハ)	・該当する素線切れ判定基準 (2・ハ)
P107		
P27	○記入例 特記事項の表 現行法に合わせた耐震対策の <u>施工</u>	○記入例 特記事項の表 現行法に合わせた耐震対策の <u>施行</u>

また、協議会ホームページの「帳票ダウンロード」において、記載に関する補足の内容を更新していますのでご確認ください。

3. 定期検査報告書の内容不備について

6 月、7 月月報でもお知らせしましたが、定期検査報告書の内容不備の改善が進んでおりません。中でも新法対応以外の項目に内容不備が多く見受けられますので、協議会へ提出される前に、再度ご確認のうえ提出をお願いします。

特に誤りの多い箇所は下記のとおりです。

- ・ 1(11)「巻上機」「減速歯車」の判定が前回と異なる。
- ・ 2(10)「地震時等管制運転装置」の判定が、改修等を行わず前回と異なる。
- ・ 戸開走行保護装置の検査結果表が、他物件のものを添付、もしくは添付がない。
- ・ ローピングが前回と異なる。(4(9)「かご吊り車」、4(18)「釣合おもりの吊り車」、6(8)「かご下綱車」の判定が前回と異なる)
- ・ 5(3)「乗り場の戸の遮煙構造」の判定が、前回と異なる。

- ・ 緩衝器がかご側と釣合おもり側で異なる場合に、6(4)「緩衝器又は緩衝材」の形式は“ばね式”及び“油入式”の両方に○を記入していない(ばね式及び緩衝材も同様)。また、緩衝器形式が前回と異なる。
- ・ エスカレーターの安全対策が前回と異なる。特に5(1)「交差部固定保護板、5(5)「交差部可動警告板」
- ・ エスカレーターの3(6)「踏段鎖、ベルト又は踏段相互のすき間」の「踏段鎖の給油の状況」と「ベルトの劣化の状況」の両方を判定している。

4. 指摘があった場合の別添様式について

要是正(既存不適格を除く)指摘や要重点点検指摘の項目については、別添1様式及び別添2様式での報告が必要です。10月月報でもお知らせしましたとおり、指摘があった箇所等のすべての写真貼付を行って下さい。

10月月報内容は下記のとおりです。

別添1様式、別添2様式は、指摘があった箇所等のすべての写真貼付が必要です。

- (1) 主索や鎖について、検査結果表に指摘があった主索No.をすべて記入するとともに、別添1様式へも検査結果表のとおり指摘があった箇所の写真を貼付して下さい。
- (2) 制御器等についても、指摘があったリレーのすべてを検査結果表に記載するとともに、別添2様式へも検査結果表に記載のとおり指摘があったリレーの写真を貼付し、撮影したリレーの名称がわかるように特記事項へ記載願います。

5. 年内受付最終日について

今年も残すところあとわずかとなりました。協議会の年内受付最終日は平成29年12月26日(火)とさせていただきます。12月27日(水)から翌年1月4日(木)までに協議会へ到着の物件につきましては、平成30年1月5日(金)の受付とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上